

電力広域的運営推進機関 第 487 回理事会議事録

- 1 開催日時 2024 年（令和 6 年）11 月 27 日 10 時 00 分～10 時 40 分
- 2 開催場所 豊洲事務所（江東区豊洲 6-2-15）理事会室（ウェブ会議）
- 3 理事長・理事総数及び定足数 総数 6 名、定足数 4 名
- 4 出席した理事長・理事数 6 名
（出席） 大山理事長、岸理事、田山理事、寺島理事、土方理事、榎谷理事
（監事出席） 千葉監事、古城監事

5 議題

決議事項

第 1 号議案 職員の任命について

第 2 号議案 本機関及び一般送配電事業者等が公表する系統情報の項目等の変更及び公表について

第 3 号議案 2025 年度供給計画需要想定的前提となる経済見通しの策定方法と公表について

第 4 号議案 容量市場における契約変更等の業務について

第 5 号議案 承認電源等の変更申請について～既承認済み承認電源（水力電源の受給契約）変更申請に係る審査～

第 6 号議案 再生可能エネルギー発電設備（自然変動電源）の出力抑制の妥当性について（中国、九州エリア：2024 年 7 月～9 月分）（中部、北陸、関西エリア：2024 年 10 月分）

報告事項

- （1）系統アクセス業務の実施に関する規程に基づく実績報告

6 議事の経過及び結果

定刻に至り、定款に基づき大山理事長が議長となり、定足数の充足を確認した後、本会議の成立を宣した。続いて、議案の審議に入った。

決議事項

第 1 号議案 職員の任命について

岸理事から、2024 年 12 月 1 日付職員 1 名の任命を行いたいとの提案があった。議長から、議案について出席者に諮ったところ、全員異議なく原案どおり承認可決した。

第 2 号議案 本機関及び一般送配電事業者等が公表する系統情報の項目等の変更及び公表について

岸理事から、国の審議会の議論を踏まえた、資源エネルギー庁電力・ガス事業部の「系統情報の公表の考え方（系統情報ガイドライン）」の改正に伴い、①業務規程第 168 条第 2 項の規定に基づく「本機関が公表する系統情報の項目等」を別紙 1 のとおり、また、②送配電等業務指針第 245 条第 2 項の規定に基づく「一般送配電事業者等が公表する系統情報の項目等」を別紙 2 のとおり、それぞれ一部変更し、本機関のウェブサイトで公表する旨、なお、別紙 1 及び別紙 2 の変更案については、系統情報ガイドラインの改正内容により若干の修正が必要となる場合があ

るため、議案の趣旨に反しない範囲での軽微な修正を事務局に一任する旨の提案があった。議長から、議案について出席者に諮ったところ、全員異議なく原案どおり承認可決した。

第3号議案 2025年度供給計画需要想定的前提となる経済見通しの策定方法及び公表について

寺島理事から、業務規程第22条の規定に基づき、需要想定的前提となる国内総生産(GDP)、鉱工業生産指数(IIP)、人口等の経済指標について、2024年度から2034年度までの各年度の見通し(別紙1)を策定し、需要想定的前提となる経済見通しの策定方法(別紙2)とともに公表したいとの提案があった。続いて、事務局から詳細について説明があった。議長から、議案について出席者に諮ったところ、全員異議なく原案どおり承認可決した。

第4号議案 容量市場における契約変更等の業務について

寺島理事から、容量市場における容量確保契約に関して、事業者からの申し入れを受けた契約変更等の業務を実施したいとの提案があった。続いて、事務局から詳細について説明があった。議長から、議案について出席者に諮ったところ、全員異議なく原案どおり承認可決した。

第5号議案 承認電源等の変更申請について～既承認済み承認電源(水力電源の受給契約)変更申請に係る審査～

田山理事から、業務規程第144条第1項の規定に基づき、承認電源等として認めた25件のうち1件から、業務規程第145条の規定に基づき、変更申請を受け付けたため、今般、業務規程第144条第1項の規定に基づく審査、業務規程第145条の規定に基づく確認を行い、変更に正当な理由があると認め、変更を承認することとし、また、業務規程第144条第2項の規定に基づき、承認の結果を通知するとともに、別紙3により公表したいとの提案があった。議長から、議案について出席者に諮ったところ、全員異議なく原案どおり承認可決した。

第6号議案 再生可能エネルギー発電設備(自然変動電源)の出力抑制の妥当性について(中国、九州エリア：2024年7月～9月分)(中部、北陸、関西エリア：2024年10月分)

田山理事から、業務規程第180条第1項の規定に基づき、中国、九州エリアで2024年7月～9月、中部、北陸、関西エリアで2024年10月に実施した再生可能エネルギー発電設備(自然変動電源)の出力抑制に関する資料を各エリアの一般送配電事業者から提出を受け、当該資料に基づき、一般送配電事業者の出力抑制が、法令及び送配電等業務指針に照らし妥当であったか否かを確認及び検証した結果、別紙1-1～5-1のとおり妥当であると認め、別紙1-2～5-2により公表したいとの提案があった。議長から、議案について出席者に諮ったところ、全員異議なく原案どおり承認可決した。

報告事項

(1) 系統アクセス業務の実施に関する規程に基づく実績報告

寺島理事から、2024年11月18日から同年11月22日までの間に、系統アクセス業務の実施に関する規程に基づき、当機関が回答を行った接続検討1件の実績報告があった。

以上をもって議案の審議等を終了したので、10時40分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証する。

2024年11月27日

理事長 大山 力

理事 岸 敬也

理事 田山 幸彦

理事 寺島 一希

理事 土方 教久

理事 榊谷 亨

監事 千葉 彰

監事 古城 春実